

1.2 個別地区制度（条例第 28 条～第 32 条）

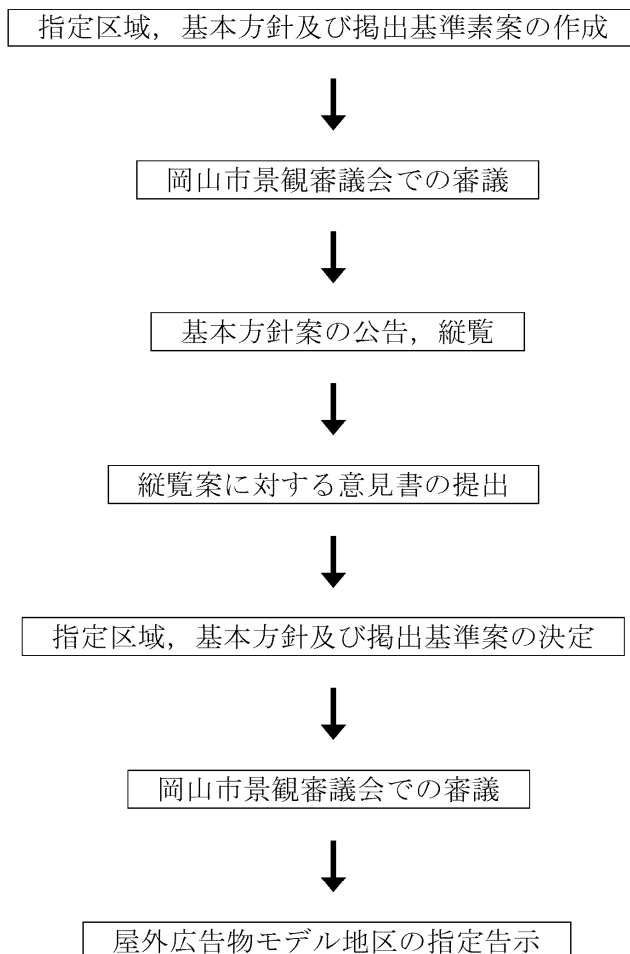
(1) 屋外広告物モデル地区

① 概要

良好な自然景観や都市景観を保全し、創出していくため、景観の重要な構成要素である屋外広告物について、美しく、質が高く、周囲の建築物等と調和のとれたものにする必要が特にあると認める区域を指定する。

モデル地区内の屋外広告物は、許可基準のほか、モデル地区掲出基準にも適合しなければならない。

② 指定手続き



③ モデル地区の指定

都心軸屋外広告物モデル地区(平成 31 年 4 月 1 日施行) 詳細は，告示(P135)を参照のこと。

岡山カルチャーゾーン屋外広告物モデル地区(令和 2 年 4 月 1 日施行) 詳細は，告示(P146)を参照のこと。

(2) 広告物協定地区

土地の所有者等が一定の区域を定めて良好な景観又は風致を維持するための広告物協定を締結し、広告物協定地区として市長の指定を受ければ、その協定の内容によって広告物等の規制を行う。